

平成24年 梶 岐 市 議 会 定 例 会 2 月 第 2 回 会 議 録 (第 5 日)

議事日程 (第 5 号)

平成24年 3月16日 午前10時00分開議

日程第 1	議案第 2 号	梶岐市高齢者福祉計画・第 5 期介護保険事業計画の策定について	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第 2	議案第 3 号	長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第 3	議案第 4 号	梶岐市長の調査等の対象となる法人を定める条例の制定について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第 4	議案第 6 号	梶岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第 5	議案第 7 号	梶岐市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第 6	議案第 8 号	梶岐市嘱託職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第 7	議案第 9 号	梶岐市公民館条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第 8	議案第10号	梶岐市体育施設条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第 9	議案第11号	スポーツ基本法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第10	議案第12号	梶岐市芦辺浦住民集会所条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第11	議案第13号	梶岐市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第12	議案第14号	梶岐市介護保険条例の一部改正について	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第13	議案第15号	梶岐市芦辺町資源化センター条例の廃止について	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第14	議案第16号	梶岐市死亡獣畜取扱場条例の一部改正について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第15	議案第17号	梶岐市営住宅条例の一部改正について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第16	議案第18号	梶岐市水道水源保護条例の一部改正について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第17	議案第19号	梶岐市三島航路船客待合所条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第18	議案第20号	梶岐市消防関係手数料条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決

日程第19	議案第21号	沓崎市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第20	議案第22号	沓崎市設置による勝本町優良牛の保留に関する条例の失効に伴う経過措置を定める条例等の廃止について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第21	議案第23号	公の施設の指定管理者の指定について（沓崎市自動車教習場）	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第22	議案第24号	公の施設の指定管理者の指定について（沓崎市高等職業訓練校）	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第23	議案第25号	公の施設の指定管理者の指定について（筒城浜ふれあい広場）	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第24	議案第26号	公の施設の指定管理者の指定について（マリンパル沓岐）	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第25	議案第27号	公の施設の指定管理者の指定について（沓崎市シーサイド小水浜）	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第26	議案第28号	あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第27	議案第29号	八幡浦地区特定漁港整備工事請負契約の変更について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第28	議案第30号	平成23年度沓崎市一般会計補正予算（第9号）	予算特別委員長報告・可決 本会議・可決
日程第29	議案第31号	平成23年度沓崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第30	議案第32号	平成23年度沓崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第31	議案第33号	平成23年度沓崎市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第32	議案第34号	平成23年度沓崎市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第33	議案第35号	平成23年度沓崎市下水道事業特別会計補正予算（第3号）	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第34	議案第36号	平成23年度沓崎市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第3号）	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第35	議案第37号	平成23年度沓崎市三島航路事業特別会計補正予算（第3号）	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第36	議案第38号	平成23年度沓崎市水道事業会計補正予算（第2号）	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第37	議案第39号	平成24年度沓崎市一般会計予算	予算特別委員長報告・可決 本会議・可決
日程第38	議案第40号	平成24年度沓崎市国民健康保険事業特別会計予算	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第39	議案第41号	平成24年度沓崎市後期高齢者医療事業特別会計予算	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決

日程第40	議案第42号	平成24年度壱岐市介護保険事業特別会計予算	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第41	議案第43号	平成24年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第42	議案第44号	平成24年度壱岐市下水道事業特別会計予算	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第43	議案第45号	平成24年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第44	議案第46号	平成24年度壱岐市三島航路事業特別会計予算	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第45	議案第47号	平成24年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第46	議案第48号	平成24年度壱岐市病院事業会計予算	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第47	議案第49号	平成24年度壱岐市水道事業会計予算	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第48	議案第50号	壱岐市ケーブルテレビ施設条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第49	議案第51号	壱岐精神障害者福祉ホームB型設置及び使用に関する条例の全部改正について	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第50	議案第52号	壱岐市職員定数条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第51	議案第53号	壱岐市附属機関設置条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第52	発議第1号	父子家庭支援策の拡充を求める意見書の提出について	提出議員 説明、質疑なし 委員会付託省略、可決
日程第53	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	市長 説明、質疑なし 委員会付託省略、了承
日程第54	諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について	市長 説明、質疑なし 委員会付託省略、了承

本日の会議に付した事件

(議事日程第5号に同じ)

出席議員(19名)

1番	久保田恒憲君	2番	呼子 好君
3番	音嶋 正吾君	4番	町田 光浩君
5番	小金丸益明君	6番	深見 義輝君
7番	町田 正一君	8番	今西 菊乃君
9番	市山 和幸君	10番	田原 輝男君

11番 豊坂 敏文君
14番 榊原 伸君
16番 大久保洪昭君
18番 牧永 護君
20番 市山 繁君
13番 鷓瀬 和博君
15番 久間 進君
17番 瀬戸口和幸君
19番 中田 恭一君

欠席議員（1名）

12番 中村出征雄君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 松本 陽治君 事務局次長 米村 和久君
事務局係長 吉井 弘二君 事務局書記 村部 茂君

説明のため出席した者の職氏名

市長 白川 博一君 副市長兼病院部長 久田 賢一君
教育長 須藤 正人君 総務部長 眞鍋 陽晃君
企画振興部長 浦 哲郎君 市民部長 山内 達君
保健環境部長 山口 壽美君 建設部長 後藤 満雄君
農林水産部長 榊崎 文雄君 教育次長 堤 賢治君
消防本部消防長 松本 力君 総務課長 久間 博喜君
財政課長 川原 裕喜君 病院管理課長 左野 健治君
会計管理者 宇野木眞智子君

午前10時00分開議

議長（市山 繁君） 皆さん、おはようございます。

中村出征雄議員から欠席の届け出がっております。

ただいまの出席議員は19名であり、定足数に達しております。

これより議事日程表第5号により、本日の会議を開きます。

本日までに白川市長より追加議案2件を受理し、お手元に配付をいたしております。

・

日程第 1 . 議案第 2 号 ~ 日程第 5 1 . 議案第 5 3 号

議長（市山 繁君） 日程第 1、議案第 2 号 壱岐市高齢者福祉計画・第 5 期介護保険事業計画の策定についてから、日程第 5 1、議案第 5 3 号 壱岐市附属機関設置条例の一部改正についてまで、5 1 件を一括議題といたします。

本案の審査は各委員会へ審査を付託しておりましたので、その審査結果について各委員長から報告を求めます。

初めに、総務文教常任委員長の報告を求めます。今西菊乃総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長（今西 菊乃君） 登壇〕

総務文教常任委員長（今西 菊乃君） 総務文教常任委員会の報告をいたします。

委員会審査報告書、本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第 1 0 3 条の規定により報告します。

議案番号、件名、審査の結果の順に申します。

議案第 3 号 長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について、原案可決。

議案第 4 号 壱岐市長の調査等の対象となる法人を定める条例の制定について、原案可決。

議案第 6 号 壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第 7 号 壱岐市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について、原案可決。

議案第 8 号 壱岐市嘱託職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第 9 号 壱岐市公民館条例の一部改正について、原案可決。

議案第 1 0 号 壱岐市体育施設条例の一部改正について、原案可決。

議案第 1 1 号 スポーツ基本法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、原案可決。

議案第 1 2 号 壱岐市芦辺浦住民集会所条例の一部改正について、原案可決。

議案第 1 9 号 壱岐市三島航路船客待合所条例の一部改正について、原案可決。

議案第 2 0 号 壱岐市消防関係手数料条例の一部改正について、原案可決。

議案第 2 1 号 壱岐市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第 2 2 号 壱岐市設置による勝本町優良牛の保留に関する条例の失効に伴う経過措置を定める条例等の廃止について、原案可決。

議案第 2 3 号 公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市自動車教習場）、原案可決。

議案第24号公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市高等職業訓練校）、原案可決。

議案第37号平成23年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第3号）、原案可決。

議案第46号平成24年度壱岐市三島航路事業特別会計予算、原案可決。

議案第50号壱岐市ケーブルテレビ施設条例の一部改正について、原案可決。

議案第52号壱岐市職員定数条例の一部改正について、原案可決。

議案第53号壱岐市附属機関設置条例の一部改正について、原案可決。

以上でございます。

議長（市山 繁君） これから、総務文教常任委員長の報告に対し質疑を行います。

なお、委員長の報告に対する質疑は、審査の経過と結果であり、議案内容について提出者に質疑をすることはできませんので申し上げます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑ありませんので、これで総務文教常任委員長の報告を終わります。

〔総務文教常任委員長（今西 菊乃君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 次に、厚生常任委員長の報告を求めます。町田正一厚生常任委員長。

〔厚生常任委員長（町田 正一君） 登壇〕

厚生常任委員長（町田 正一君） 委員会審査報告書、本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第103条の規定により報告します。

議案第2号壱岐市高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画の策定について、原案可決。

議案第13号壱岐市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第14号壱岐市介護保険条例の一部改正について、原案可決。

議案第15号壱岐市芦辺町資源化センター条例の廃止について、原案可決。

議案第31号平成23年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）、原案可決。

議案第32号平成23年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

議案第33号平成23年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、原案可決。

議案第36号平成23年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第3号）、原案可決。

議案第40号平成24年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算、原案可決。

議案第41号平成24年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算、原案可決。

議案第42号平成24年度壱岐市介護保険事業特別会計予算、原案可決。

議案第45号平成24年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算、原案可決。

議案第48号平成24年度壱岐市病院事業会計予算、原案可決。

議案第51号吉岐精神障害者福祉ホームB型設置及び使用に関する条例の全部改正について、原案可決。

委員会意見、今回、標準世帯での介護保険料を月額3,800円から4,970円へと大幅な負担増をお願いせざるを得ない。国民健康保険税の6月からの負担増と合わせて、市民の重税感が増すばかりである。

しかし、一方では高齢化が進み、特養、老人ホーム等に待機者が多数存在するのも現実であり、医療面でのニーズも増大し、国保の3億2,000万円に上る未収金も、この経済状況の中で回収は進んでいない。さらに、所得減とあいまって負のスパイラルに陥っていくのは間違いない。介護・国保とも、既に離島の基礎自治体では維持することも困難な状況であり、広域化等抜本的な改革の必要性がある。

なお、市民病院経営改善計画が策定され、厚生委員会及び各議員に提出されておりますので、ぜひ議員一人一人が精査していただきたいと思います。

なお、ほかに囑託2種の処遇改善について、委員会意見を付すべきという意見もありましたが、予算委員会の折の質問等で、市長からも前向きな答弁が出されておりますので、今委員会の意見等は改めてしておりません。

以上です。

議長（市山 繁君） これから、厚生常任委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑ありませんので、これで厚生常任委員長の報告を終わります。

〔厚生常任委員長（町田 正一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。田原輝男産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長（田原 輝男君） 登壇〕

産業建設常任委員長（田原 輝男君） それでは、委員会の報告をいたします。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、吉岐市議会会議規則第103条の規定により報告をいたします。

議案第16号吉岐市死亡獣畜取扱場条例の一部改正について、原案可決。

議案第17号吉岐市営住宅条例の一部改正について、原案可決。

議案第18号吉岐市水道水源保護条例の一部改正について、原案可決。

議案第25号公の施設の指定管理者の指定について（筒城浜ふれあい広場）、原案可決。

議案第26号公の施設の指定管理者の指定について（マリンパル吉岐）、原案可決。

議案第 27 号公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市シーサイド小水浜）、原案可決。

議案第 28 号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について、原案可決。

議案第 29 号八幡浦地区特定漁港整備工事請負契約の変更について、原案可決。

議案第 34 号平成 23 年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）、原案可決。

議案第 35 号平成 23 年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）、原案可決。

議案第 38 号平成 23 年度壱岐市水道事業会計補正予算（第 2 号）、原案可決。

議案第 43 号平成 24 年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算、原案可決。

議案第 44 号平成 24 年度壱岐市下水道事業特別会計予算、原案可決。

議案第 47 号平成 24 年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算、原案可決。

議案第 49 号平成 24 年度壱岐市水道事業会計予算、原案可決。

委員会の意見といたしまして、議案第 35 号、議案第 44 号に関連し、下水道加入率については水道と異なり、100%を目指すことが法律上、義務づけられているだけではなく、周辺環境に配慮しているかどうかの市自体の品格が問われる指標であるので、加入率向上対策については、もっと早くから真剣に取り組まれるべきであった。今の状況では、加入率の向上が期待できないことから、早期に未加入の実態調査、分析を行い、抜本的な対策を行うことで経営健全化を図りたい。

以上です。

議長（市山 繁君） これから、産業建設常任委員長の報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

〔産業建設常任委員長（田原 輝男君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。豊坂敏文予算特別委員長。

〔予算特別委員長（豊坂 敏文君） 登壇〕

予算特別委員長（豊坂 敏文君） 予算特別委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第 103 条の規定により報告いたします。

議案第 30 号平成 23 年度壱岐市一般会計補正予算（第 9 号）、審査の結果、原案可決。

議案第 39 号平成 24 年度壱岐市一般会計予算、審査の結果、原案可決。

以上でございます。

議長（市山 繁君） これから、予算特別委員長の報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑ありませんので、これで予算特別委員長の報告を終わります。

〔予算特別委員長（豊坂 敏文君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 以上で、各委員会の報告を終わります。

これから、議案第2号壱岐市高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画の策定について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第2号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第2号壱岐市高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画の策定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第3号長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第3号長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号壱岐市長の調査等の対象となる法人を定める条例の制定について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第4号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を

願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第4号壱岐市長の調査等の対象となる法人を定める条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第6号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第6号壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号壱岐市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第7号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第7号壱岐市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号壱岐市嘱託職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第8号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第8号壱岐市嘱託職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号壱岐市公民館条例の一部改正について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第9号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第9号壱岐市公民館条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号壱岐市体育施設条例の一部改正について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第10号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第10号壱岐市体育施設条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号スポーツ基本法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第11号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第11号スポーツ基本法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号壱岐市芦辺浦住民集会所条例の一部改正について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第12号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第12号壱岐市芦辺浦住民集会所条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号壱岐市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第13号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第13号壱岐市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号壱岐市介護保険条例の一部改正について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第14号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第14号壱岐市介護保険条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号壱岐市芦辺町資源化センター条例の廃止について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第15号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第15号壱岐市芦辺町資源化センター条例の廃止については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号壱岐市死亡獣畜取扱場条例の一部改正について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第16号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第16号壱岐市死亡獣畜取扱場条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号壱岐市営住宅条例の一部改正について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第17号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第17号壱岐市営住宅条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号壱岐市水道水源保護条例の一部改正について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第18号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第18号壱岐市水道水源保護条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号壱岐市三島航路船客待合所条例の一部改正について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第19号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第19号壱岐市三島航路船客待合所条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号壱岐市消防関係手数料条例の一部改正について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第20号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第20号壱岐市消防関係手数料条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号壱岐市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第21号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第21号壱岐市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号壱岐市設置による勝本町優良牛の保留に関する条例の失効に伴う経過措置を定める条例等の廃止について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第22号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第22号壱岐市設置による勝本町優良牛の保留に関する条例の失効に伴う経過措置を定める条例等の廃止については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号公の施設の指定管理者の指定（壱岐市自動車教習場）について、討論を行

います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第23号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第23号公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市自動車教習場）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号公の施設の指定管理者の指定（壱岐市高等職業訓練校）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第24号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第24号公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市高等職業訓練校）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号公の施設の指定管理者の指定（筒城浜ふれあい広場）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第25号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第25号公の施設の指定管理者の指定について（筒城浜ふれあい広場）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号公の施設の指定管理者の指定（マリンプル壱岐）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第26号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第26号公の施設の指定管理者の指定について（マリンプル壱岐）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号公の施設の指定管理者の指定（壱岐市シーサイド小水浜）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第27号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第27号公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市シーサイド小水浜）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第28号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第28号あらたに生じた土地の確認及び字

の区域の変更については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号八幡浦地区特定漁港整備工事請負契約の変更について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第29号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第29号八幡浦地区特定漁港整備工事請負契約の変更については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号平成23年度壱岐市一般会計補正予算（第9号）に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第30号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第30号平成23年度壱岐市一般会計補正予算（第9号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号平成23年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）に対する討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第31号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第31号平成23年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号平成23年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第32号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第32号平成23年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号平成23年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第33号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第33号平成23年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号平成23年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第34号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第34号平成23年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号平成23年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第3号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第35号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案35号平成23年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号平成23年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第3号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第36号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第36号平成23年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第3号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号平成23年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第3号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第37号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を

願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第37号平成23年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第3号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号平成23年度壱岐市水道事業会計補正予算（第2号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第38号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第38号平成23年度壱岐市水道事業会計補正予算（第2号）については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号平成24年度壱岐市一般会計予算に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第39号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第39号平成24年度壱岐市一般会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号平成24年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第40号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第40号平成24年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号平成24年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第41号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第41号平成24年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第42号平成24年度壱岐市介護保険事業特別会計予算に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第42号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第42号平成24年度壱岐市介護保険事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第43号平成24年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第43号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第43号平成24年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第44号平成24年度壱岐市下水道事業特別会計予算に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第44号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第44号平成24年度壱岐市下水道事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第45号平成24年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第45号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第45号平成24年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第46号平成24年度壱岐市三島航路事業特別会計予算に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第46号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第46号平成24年度壱岐市三島航路事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第47号平成24年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第47号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第47号平成24年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。再開を11時といたします。

午前10時50分休憩

.....
午前11時00分再開

議長（市山 繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続けます。

次に、議案第48号平成24年度壱岐市病院事業会計予算に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第48号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第48号平成24年度壱岐市病院事業会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第49号平成24年度壱岐市水道事業会計予算に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第49号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第49号平成24年度壱岐市水道事業会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第50号壱岐市ケーブルテレビ施設条例の一部改正について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第50号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第50号壱岐市ケーブルテレビ施設条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第51号壱岐精神障害者福祉ホームB型設置及び使用に関する条例の全部改正について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第51号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を

願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第51号壱岐精神障害者福祉ホームB型設置及び使用に関する条例の全部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第52号壱岐市職員定数条例の一部改正について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第52号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第52号壱岐市職員定数条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第53号壱岐市附属機関設置条例の一部改正について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第53号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第53号壱岐市附属機関設置条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第52・発議第1号

議長（市山 繁君） 次に、日程第52、発議第1号父子家庭支援策の拡充を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出議案の説明を求めます。9番、市山和幸議員。

〔提出議員（9番 市山 和幸君） 登壇〕

提出議員（９番 市山 和幸君） 発議第１号、吉崎市議会議長市山繁様、提出者、吉崎市議会議員市山和幸、賛成者、吉崎市議会議員鶴瀬和博、同、町田正一。

父子家庭支援策の拡充を求める意見書の提出について、上記の議案を、別紙のとおり吉崎市議会会議規則第１４条の規定により提出します。

父子家庭支援策の拡充を求める意見書（案）、父子家庭が年々増えており、多くの父子家庭も母子家庭同様、経済的に不安定で、子育て等でも多くの課題を抱えています。父子家庭と母子家庭とでは、行政による支援の内容に大きな差がある。

児童扶養手当改正法により、平成２２年８月１日から、母子家庭の母を支給対象としていた児童扶養手当が、父子家庭の父にも支給されることになった。しかし、このほかにも、母子家庭が受けられる行政による支援制度、就労支援や技能習得支援、福祉貸付金、自立支援給付金などの多くが、父子家庭では受けられない。

よって、政府におかれては、対象が母子家庭に限られている諸制度に関して、父子家庭も対象とするよう改善を行うとともに、以下の項目について速やかに実施することを強く要望する。

１、遺族基礎年金の父子家庭への拡充策として、死別の父子家庭の父においても支給対象とするとともに、父と子がともに暮らしていても、子に遺族基礎年金が支給されるよう改正すること。

２、母子寡婦福祉資金貸付金、高等技能訓練促進費等事業及び特定就職困難者雇用開発助成金の対象を父子家庭にも拡大すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。平成２４年３月１６日、長崎県吉崎市議会、提出先、内閣総理大臣、厚生労働大臣、総務大臣、男女共同参画担当大臣。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（市山 繁君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑ありませんので、これで発議第１号についての質疑を終わります。

〔提出議員（９番 市山 和幸君） 降壇〕

議長（市山 繁君） お諮りいたします。発議第１号は、会議規則第３７条第２項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 御異議なしと認めます。よって、発議第１号父子家庭支援策の拡充を求める意見書の提出については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、発議第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、発議第1号父子家庭支援策の拡充を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第53・諮問第1号～日程第54・諮問第2号

議長（市山 繁君） 次に、日程第53、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について及び日程第54、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 諮問第1号及び2号につきまして御説明を申し上げます。

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について、下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものでございます。本日の提出でございます。

記。長崎県壱岐市芦辺町湯岳興触961番地、西高正、昭和25年11月18日生。

提案理由でございますが、人権擁護委員濱田正剛氏が平成24年6月30日をもって任期満了となるので、後任として西高正氏を推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

なお、西高正氏の略歴につきましては、次ページの参考を御参照願いたいと思います。

諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦について、下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものでございます。本日の提出でございます。

記。長崎県壱岐市芦辺町深江鶴亀触237番地イ、松野美幸、昭和29年8月8日生。

提案理由でございますが、人権擁護委員松野美幸氏が平成24年6月30日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を候補者として推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

松野美幸氏の略歴についても、次ページの参考を御参照願いたいと思います。御審議の上、御了承賜りますようよろしくお願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで諮問第1号及び諮問第2号についての質

疑を終わります。

お諮りいたします。諮問第1号及び諮問第2号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 御異議なしと認めます。よって、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について及び諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから諮問第1号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、諮問第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

これを了承することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦については、了承することに決定いたしました。

次に、諮問第2号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、諮問第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

これを了承することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦については、了承することに決定をいたしました。

以上で、予定された議事は終了いたしました。この際、お諮りいたします。2月第2回会議において議決されました案件について、その条項、字句、数字、その他の整理に要するものにつきましては、吉岐市議会会議規則第43条の規定により、その整理を議長に一任されたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 御異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定をいたしました。

議長（市山 繁君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

ここで、市長からあいさつの申し出がっておりますので、発言を許します。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） ごあいさつを申し上げます。

去る2月28日から本日まで18日間にわたり、2月第2回会議本会議並びに委員会を通じまして慎重審議を賜り、また、さまざまな御意見、御指摘、御助言を賜り、まことにありがとうございました。賜りました御意見等については十分尊重し、これからも誠心誠意取り組んでまいります。

さて、私の任期もあと1カ月となりました。今任期における議会会議も最後になるかと思っております。この4年間、市民皆様とそして議員皆様の御指導、御協力、そして時には叱咤激励を賜り、皆様方とともに全力で市政運営に取り組んでまいりました。

今任期において壱岐市の懸案事項でございました中学校統廃合、給食センターの整備、一般廃棄物処理施設の整備、一支国博物館のオープン、そして光ケーブル網の整備、それに伴う壱岐市ケーブルテレビの開局、そして三島診療所の開設など、壱岐市の将来を見据えた各種施策を展開し、壱岐市における社会資本整備も、一定の充実を見たものと思っております。

また、市民病院につきましては、長崎県病院企業団に加入をする方向性を示し、議員皆様の絶大な御支援、御協力を賜り、それに向かって全力で取り組んでいるところでございます。

私は、壱岐の医療を守るため、市民病院が壱岐市の中核病院として役割を十分果たすべく、必ずこのことを実現してまいり所存でございます。どうぞよろしく願いいたします。このほかにも、福祉・保健の充実、産業の振興、防災対策、離島航路対策など全力で取り組み、成果を上げてきたところでございます。

しかし、今後、行政運営は地域主権が叫ばれる中、ますます複雑多様化するものと考えております。と同時に、今後、厳しさを増す財政運営にも着実に対応していかなければなりません。私は、これまで取り組んできた行財政改革をもとに、さらに取り組みを進め、着実に実行してまいります。

これまでの経験を踏まえ、市民皆様、議員皆様とも、あらゆる機会を利用し、議論を重ね、壱岐市政を前進してまいりますので、今後とも御指導賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議員皆様には、行政と車の両輪として、ともに歩んでまいりました。4年間の御厚情に心から感謝を申し上げます。

皆様には、御健勝にて、なお一層の御活躍を心からお祈り申し上げ、ごあいさつといたします。本当にありがとうございました。今後ともよろしく願いいたします。（拍手）

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

・ ・

議長（市山 繁君） 以上をもちまして、平成24年壱岐市議会定例会2月第2回会議を終了いたします。

午前11時17分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

平成 年 月 日

議 長 市山 繁

署名議員 久保田恒憲

署名議員 呼子 好

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員